

令和6年第2回教育委員会定例会

開会年月日 令和6年1月26日（金）
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 中 田 尚 代
同 委 員 岡 田 行 雄
同 委 員 森 山 瑞 江

議 題

1 議案

- (1) 議案第1号 令和6年度教育関係当初予算案に関する意見について
- (2) 議案第2号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について
- (3) 議案第3号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (4) 議案第4号 「練馬区立学校教育支援センター条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

2 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和6年度学校用業務委託候補事業者の選定結果について
 - ② 令和6年度学校給食調理業務委託候補事業者の選定結果について
 - ③ 令和5年度練馬区成人の日のつどいの開催結果について
 - ④ その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時22分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

教育振興部教育総務課長

同 教育施策課長

同 学務課長

同 学校施設課長

同 保健給食課長

同 教育指導課長

同 副参事

同 学校教育支援センター所長

同 光が丘図書館長

こども家庭部長

こども家庭部子育て支援課長

同 こども施策企画課長

同 保育課長

同 保育計画調整課長

同 青少年課長

同 子ども家庭支援センター所長

三 浦 康 彰

櫻 井 和 之

枝 村 聡

杉 山 賢 司

柴 宮 深

唐 澤 貞 信

山 本 浩 司

風 間 浩 也

村 瀬 美 紀

山 崎 直 子

関 口 和 幸

山 根 由美子

佐 藤 重 康

清 水 輝 一

山 口 裕 介

小 島 芳 一

橋 本 健 太

教育長

ただいまから、令和6年第2回教育委員会定例会を開催する。
案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、議案4件、陳情2件、協議2件、教育長報告3件である。

(1) 議案第1号 令和6年度教育関係当初予算案に関する意見について

教育長

初めに、議案である。
議案第1号、令和6年度教育関係当初予算案に関する意見について。
本件について、議案の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとうございます。資料1-1に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき」とある。地方公共団体の長は、計画、予算、それから組織等を、教育委員会に関して定める場合は、あらかじめ教育委員会の意見を聞かなければならないという定めがあり、それに基づいて、教育関係予算について区長からの意見照会が来ているという議案である。よろしく願います。
それでは、本件についてご質問等があったら願います。

岡田委員

では、なければ。

教育長

岡田委員。

岡田委員

資料1-3の13ページで教えていただきたい。左側の2番「教員の働き方改革の推進」(3)部活動における支援の拡大のところである。「教員に代わって部活動の顧問を担うことができる部活動指導員」と書いてあるのだが、この部活動指導員の方というのは、対外試合で引率をして、公式戦に出られるような資格を持った指導員ということなのか。

副参事

委員のご指摘のとおり、部活動指導員というのは、部活動の外部指導員とは違い、会計年度任用職員である。その役割としては、顧問に代わって部活動に関わる全ての業務を実施していただく人材ということである。今お話にあった大会へ単独での引

率とか、単独での指導、それから保護者への対応、部費等がもし発生するような場合は、その徴収や管理など、全て担うような役割を期待されているものである。

以上である。

岡田委員

追加の質問である。こうなると各学校ではかなり需要が高いかなと思うのだが、今後の需要と供給の見通しについては何かあるだろうか。

副参事

需要、供給のことについてだが、確かに教員の働き方改革に資するという意味では、中学校教員の時間外勤務の多くを占めているのはやはり部活動指導ということで、期待は高いものがある。ただ一方で、今お話ししたような、顧問に成り代わる責任の非常に重い業務を担える人材の確保ということについては、非常に大きな課題があると捉えている。毎年校長会と協議をして、ニーズを調査し、そういった人材が必要だという学校と、そういったことを担える人材はいないかというようなマッチングを行っているところである。ただ、なかなかそういった人材は、公募であっても見つけることが難しいというのが現状であって、こちらの人材については、令和2年度から、3名の配置を行ったところである。順次拡大していきたいが、マッチングについては少し課題が残っている状況である。

現在、この13名の内訳だが、13名のうちの11名は元教員で、その学校において部活の指導経験があるとか、他校で指導経験があるような人材である。残りの2名のうちの1名は、時間講師をやりながら、その学校の生徒をよく理解し、そのまま時間外に部活動指導員を担っているということ、もう1名は外部指導員から、長年その学校において携わっていただいているということをお願いしている状況である。

以上である。

岡田委員

これは23人に拡大ということなので、学校としては大変ありがたいと思う。これからもよろしく願います。ありがとう。

教育長

ほかにはないだろうか。

仲山委員。

仲山委員

資料1-1の参考資料で、教育費補助金に「8インクルーシブ教育システム推進事業費」という項目がある。具体的には、このインクルーシブ教育システムをどんなふうに推進していくという計画なのだろうか。

学務課長

歳入の「インクルーシブ教育システム推進事業費」の使い方である。こちらについては、現状行っている医療的ケア児に対する支援、例えば看護師の配置の費用だとか、訪問看護ステーション等を委託しているので、そうした経費に対する国の補助である。以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

よろしいか。
仲山委員。

仲山委員

資料1-3の15ページ、右側の(6)に「養育支援家庭訪問事業の拡充」とある。ヘルパー派遣事業を拡充するということだが、現状と、今後はそれがどんなふうに拡充されるかということについて教えていただきたい。

子ども家庭支援センター所長

養育支援家庭訪問事業については、現状だが、要保護児童対策地域協議会という、支援が必要なお子さんたちについてネットワークを組んで対応している会議体がある。その中で支援が必要な家庭について、例えば、家事の部分で親御さんができない部分の支援だとか、また送迎の部分、学校とか保育園等になかなか送り出しができない方がいた場合について、ヘルパーが入って支援をしている。今後については、担っている事業者の拡大だとか、サービスとしても、今は保護者の方への支援というのが多いのだが、お子さん自身に対してヤングケアラー状態の改善につながるような支援。例えば、ヤングケアラーの状況に置かれていたために学校になかなか行けないようなお子さんについては、学習支援のような形でヘルパーを派遣して、お子さんが学習環境だとか、学習習慣を取得できるような支援を充実できればというふうに考えているところである。

以上である。

仲山委員

その回数に制限があったりとか、お金がかかったりとか、そういったことに関してはどうだろうか。

子ども家庭支援センター所長

回数というわけではないのだが、現行でいくと、3か月96時間の支援を行う形になっている。費用については、費用をいれず、無料でご利用いただくような形となっている。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

よろしいだろうか。ほかにはないだろうか。

森山委員。

森山委員

同じく15ページなのだが、現在、大体小中学校に8.8%の発達障害のある児童生徒がいるというふうに言われている。そして、検査にかかる時間が1か月から3か月ほどかかっている。これはこども発達支援センターが受け持つのかもしれないが、そういったところで、多数の自治体で検査にかかる期間、1か月から3か月待ちということが言われている。そうすると、通級指導を受けるために4割が待ちの時間ということで、不登校児童がそういったことで増えていくという要因にもなりかねないので、こここのところの充実も併せてお願いしたいと思う。それがどこの項目かは分からないが、教えていただきたい。

学務課長

就学に係る発達検査のご質問かと思う。就学前の発達検査ということで、就学相談というものを実施している。こちらの就学相談を受ける中で、発達検査というものも行っているところではあるが、この発達検査が、年々、委員ご指摘のとおり、増えている。昨年度については、小中合わせて600件を超えるご相談を受けているというような状況もあって、お申込みから発達検査を受けるまでの期間というものも、一定程度取らせていただいているというような状況がある。こうした課題を我々としても認識しているところであるので、発達検査によりスムーズに結びつけることだとか、そうした方策がないのかというようなところ、今現状であっても、例えばオンラインでの予約の受付だとか、そうしたところで工夫はしているが、さらなる改善というものを検討していかなくてはならないと認識している。

こうしたところについて、今、こちらの15ページの2の(1)「特別支援教育に係る新たな方針」というものを来年度策定する考えである。専門家の方のご意見等も伺いながら、そうした就学相談、より適切な発達検査につながる仕組み、こうしたものについても検討してまいりたい、そのように考えているところである。

以上である。

教育長

今の件であるが、ここ、教育委員会の予算のところだけページを抜粋してしまっていて、本当はもっと分厚くて福祉部所管の事業もあるのだが、発達検査の記載があったと思う。わかる方はいないか。何か充実を図る記載があったようなイメージだが。

学務課長

失礼した。福祉部においても、こども発達支援センターで療育につなげるための発達検査を行っているという状況がある。そうした中で、障害児に限らず、相談体制を充実していくというようなことは今回のプレスの中にも書いている。例えば医療的ケア児に対する相談窓口ということで、医療的ケア児等コーディネーターというものをこども発達支援センターに配置し、そうした医療的ケア児がいるご家庭のご相談を一元的に受け止めるというところについて、プレス資料には記載をさせていただいているというような状況である。

以上である。

教育長

ありがとう。子ども・子育て会議というのは平成25年の9月から発足させている。それで関係団体等、公募区民とかを入れてやっているが、従来から特にご要望があるのは、こども発達支援センターの検査のお願いをしても、やっぱり数か月待ちだ。森山委員のおっしゃるような待ちがあって、それで、待っていることによって、時間のロスとともに、例えば私立幼稚園の障害児の認定について、都のほうではやっぱり認定をされないと補助がもらえない。でも、ある時期を期したらもう締め切ってしまったみたいなのがあり、そういうことは私もかなりご指摘を受けたところである。そういうこともあって、こども発達支援センターでは迅速な対応、例えばスピードアップをしたほうがよさそうなケース等については、そういうような対応をしていただいていたし、こども発達支援センターそのものの体制も強化してきていて、あまり待ち時間がないようにというか、お待たせしないように、そして早く認定を受けるようにというやり方をさせていただいている。先ほど学務課長が説明したように、福祉部の領域においてもただいまのような記載があって、教育委員会の所管に限らず、様々なところで、迅速かつ適切な対応ができるようにということは取り組んでいるところである。

仲山委員

関連してよろしいか。その検査を受けるまでに待ち時間が長いというのは、それはどこに原因があるのか。

学務課長

発達検査を我々の就学相談のほうで受けていただく場合には、大体お一人当たり1時間から2時間ぐらいお時間をかけさせていただき、お子様の状況を見させていただいている。1日に検査できる組数というのが大体3組程度というような状況もあるので、実際その検査を行う心理員の確保だとか、場所もどこでもいいというわけではないので、お子様が落ち着いてしっかりと検査を受けられる場所というようなものも、確保していかなくてはいけないというようなところがある。加えて、先ほどもお話しさせていただいたとおり、その相談の件数というのが、現状600件を超えているというようなところがある。600件の中でも、程度の差というものもあって、中には

ちょっと気になるから試しに受けてみようかというような方も一定数いらっしゃるというところがある。こうしたところの緊急性をどういうふうに判断していくかとか、そういったところの整理の仕方についても、今後考えていかななくてはいけないのかなと思っている。

以上である。

仲山委員

その600件というのは、1年で600件ということか。

学務課長

そうである。1年で600件、小中合わせて600件程度のご相談をいただいている。

仲山委員

それが毎年毎年、おおよそ600件ぐらい来ているという、そういうことか。

学務課長

昨年は500件ちょっとだったのだが、年々増加をしているという状況がある。以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

従来は、低学年、小さい子であると、障害認知を保護者がするかどうかというところがあった。今はそういうことについての、ハードルが大分下がってきているので、逆に希望者が増えているという状況がある。それに量と、いわゆる質の問題があるので、あまり大量な対象が来ると、スピードが少しのろくなってしまふ。先ほど学務課長が申し上げたように、お試してみたいな方もおられるので、その緊急性と、どうやって分けるかというところは課題としてはある。

中田委員。

中田委員

今の話の続きだが、就学前に600件集中する前に、それまでに多分、発達障害に気づいている方もいらっしゃると思うのだが、そういう方も含めての600件なのか、手帳を持っている方とかなのか、教えていただきたい。

学務課長

就学前の就学相談というものについては、就学するに当たり、例えば障害のある方で特別支援学校をご希望される場合だとか、特別支援学級にご希望される場合だとか、

そうしたご提案を差し上げるというようなところがある。当然幼稚園、保育園、そうしたところで気になる、そうした課題のあるお子様もいるというところはこちらのほうでも把握をして、各園とも連携しながらやっているところではあるが、そうした方々も含めた件数ということで、600件というような数字になっている。

以上である。

中田委員

では、例えば3か月待ちで、特別支援学校に行きたかったのができなくて、転校するとか、そういう形になった人もいるということだろうか。

学務課長

そうした場合、就学相談の在り方ということで、特別支援学校だとか、そうした緊急性の高いとか、重度な方については、受付の期間を少し前倒して受付をさせていただき、確実にそうした特別支援学校のほうに就学できるように取り組んでいるというようなところである。

以上である。

教育長

よろしいか。ほかにないだろうか。

中田委員

もう1ひとついいだろうか。

教育長

どうぞ。

中田委員

同じページなのだが、ヤングケアラーコーディネーターというのは、どういう資格の方がやられるのだろうか。

子ども家庭支援センター所長

これまでも子ども家庭支援センターは、ヤングケアラーと思われるお子さんを発見した場合には、支援の招請機関として様々な対応をしてきたところである。現在も相談員については社会福祉士だとか、臨床心理士だとか、保健師という有資格の職員が働いている。そういった職員がヤングケアラーコーディネーターとして、地域の中の支援状況だとか、はたまた関係機関との連携というのを深めるために、コーディネーターとして役割を果たしていきたいと考えているところである。

以上である。

中田委員

4地域ごとに1名配置するというので、多分4名が配置されるということなのだが、現在その方たちは、もう募集をかけて配置される予定は決まっているのだろうか。

子ども家庭支援センター所長

ヤングケアラーコーディネーターについては、今委員からご指摘があったように、各地区ということで4名になる形である。今、想定しているところとしては、各係の係長がヤングケアラーコーディネーターという形で支援ができればというふうを考えている。そういった形で対応できるとは思っている。

以上である。

中田委員

分かった。

教育長

ほかはないだろうか。

岡田委員。

岡田委員

また同じく15ページになるのだが、右側の2番の(2)「医療的ケア児への支援の充実」の下のほうの文章なのだが、「教員・保育士・看護師等への研修を実施し、受入体制を充実します」とある。これ、私はぜひ先生方にもこういう研修をやっていただきたいなと日頃思っている。学校の先生方は子供たちの、例えば食物アレルギーだとか、熱中症だとか、けがとか、病気だとか、障害だとか、もう様々なことについて配慮して教育活動を行っているので、いわゆる教育と医療の連携というのがすごく大切だと考えている。したがって、この研修をぜひ充実させていただきたいと思う。お伺いしたいのはその研修の中身なのだが、具体的にどんな研修をお考えになっているのかというのを教えていただきたい。

学務課長

こちらの教員・保育士・看護師等への研修というところで、学務課、子育て支援課、保育課、この3課の合同で研修をしている。今年度についても、専門家をお呼びして、医療的ケア児の特性だとか、対応するのに注意しなくてはならないことなどをその専門家からお話いただき、研修をさせていただいた。また、各保育園、学童クラブ、小中学校もそうなのだが、それぞれに教員、保育士、学童に従事している職員、こうした研修もしているというようなどころではある。引き続き専門家等々による研修の場というものをしっかりと設定しながら、教員等の理解促進に努めてまいりたいというふうを考えているところである。

以上である。

岡田委員

医療的ケア児への支援というのは、もちろんそういうふうに必要なと思うのだが、私が申し上げたかったのは、一般の子供でも教育と医療の連携が必要ではないかという観点で、ご質問させていただいた。例えば学校でよく起こるような、食物アレルギーだとか、熱中症だとか、それから、病気、けが、いろいろなことに対して、教員が医療的な知識を基に対応するということが必要かと思うのだが、そこら辺の研修のことについてお尋ねをしたのだが、いかがだろうか。

保健給食課長

アレルギー等については給食等も絡めて、そうしたお子さんの把握に努めているところである。それぞれ個別に管理指導票というものを作っていただいて、それを学校で把握をした上で、当然のことながらアレルギー対応食等も提供しているし、あるいはエピペンを持っている子供だとか、服薬をしている子供、この把握を学校全体でするようにしている。そうしたものに関しては、例えばエピペンの打ち方だとか、そうしたものの研修も行っているところであるし、そのほかアレルギー対応について研修等を、私どものほうで実施をしているところである。

熱中症に関しては、昨年の夏だが、大変暑いときが続いて、再三通知をお送りして、熱中症に対する対応の仕方などについても、区の考え、あるいは都や国の文書などもお送りして、すぐに対応するために体を冷やす方法だとか、そうしたものの見極め方や対応の仕方についても学校に通知をしてきたところである。

以上である。

中田委員

同じ15ページに、簡易ベッドや医療機器用蓄電池等の配備とある。今回、能登半島地震とかもあって、この電気が通らなかったときの蓄電池を配備するという、どういうところに配備するのかということと、先ほどインクルーシブ教育システム事業費の予算が減っていたのに、こういう配備ができるのかというのを少し思ったので、どういうところに配備する予定なのか教えていただきたい。

保育課長

前段の簡易ベッド、また医療用蓄電池の関連は保育園の取組であるので、私のほうからお答えをさせていただく。

今医療的ケア児は、直営保育園のうち8園を指定園とさせていただいて、そこで取組を進めているところだが、医療的ケア児自体が増加傾向にある中で、この拡大というのも今後必要になるというふうにはまず見込んでいる。そうした中で、簡易ベッドを用いることで、喀たん吸引や、導尿等を行う際に、子供たちの人権も守りながらしっかりと医療的ケア行為ができるということで、このようなものを配備するものである。

また、後段の医療機器用の蓄電池であるが、既に災害対策として各園に蓄電池を置いているところだが、取扱説明書を見たところ、医療機器にはつながないでくださいというようなものがあって、医療用の蓄電池というものが別にあるということが分かった。先ほど申し上げた指定園8園に、まずはこの医療用蓄電池というのを置いて、

災害による停電等の際にもしっかり医療行為ができるようにということで配備をするものである。

以上である。

学務課長

2点目の歳入の部分でのインクルーシブ教育システムの推進事業費が減っている理由である。この補助金は、基本的に医療的ケア児に対応する看護師に対する人件費が主なものになっている。今回、昨年度と比べて、訪問看護ステーションによる支援の児童が昨年より減ったというようなところがあって、その委託料が減ってきたために、こちらの補助の割合が昨年度に比べて少なくなっているというような状況ではある。こうした状況にあっても、医療的ケア児を安全・安心に受け入れる体制というものは区のほうでしっかりと整えてまいりたい、そのように考えているところである。

以上である。

教育長

副参事、何かご発言が。

副参事

先ほど部活動指導員の内訳のところ、大変申し訳ないが、数字の修正をさせていただきたいと思う。先ほど11名元教員というようにご説明差し上げたのだが、元教員は8名で、それ以外3名は教員退職ではない、公募された方ということで修正させていただきたい。申し訳なかった。

教育長

ほかにないだろうか。

森山委員。

森山委員

同じく15ページの「特別支援教育に係る新たな方針の策定」のところである。特別支援学級の増設や教員の質の向上というふうにあるが、支援員の確保、教員の質の向上というのは、どういったことでなされようとしているのか。

副参事

先ほどの委員のご質問の中にもあったが、やはり通常学級の中にも、相当数特別な支援が必要なお子様がいらっしゃるというような状況である。専門的な特別支援学級や特別支援教室の教員への研修の充実はもちろんのこと、やはり通常の学級においても、そういった配慮の必要なお子様がいらっしゃるということを前提に、初任者研修や年次の研修等々で、そういった理解が深まるような研修を充実させていくというような方針である。

以上である。

森山委員

お願いしたいと思う。強度行動障害という障害がある。発達障害の人に主にみられるのだが、これは生まれながらに強度行動障害というものがあるわけではない。これは積み重なって強度行動障害になる。大人になってから強行の人をどうするかとか、特別な支援ということを考えるのだが、実は子供を育てる時期、学校に行っている時期から、強度行動障害というものが積み重なってくる。だから、大人になってからさらに障害を負わないように、しっかりと教育の場からそういった支援をするように、研修等で質の向上ということを担保していただきたいと思っている。よろしく願います。

副参事

今お話があったような、やはり特別支援に関する理解が不足したまま学校等で生活するうちに、二次的な障害のような形で、よりそうした特徴が顕著に現れるようになってしまうということ、これは避けなければならないことだということに認識している。そういったものも含めて、発達障害に対する理解というものを正しく持つこと、それに応じた適切な支援を行うということなどは必要だと思うので、引き続き充実させてまいりたいと考えている。

以上である。

教育長

ほかにないだろうか。

仲山委員。

仲山委員

今、森山委員が発言されたことで、強度行動障害というのは小学校のときからだんだん積み重なっていくということだが、例えばそれはどういう先生の行動だとか、周りの子供たちの行動が、そういう積み重なっていくことになるのだろうか。

森山委員

私は専門家ではないのではっきりとは言えないが、やはり大人になってから自傷行為が出ると。子供のときもある。自傷行為があるとか、他害があるとか、または異食をする、紙でも食べてしまうとか、いろいろなものを壊してしまうとか、高いところに上りたいという要求とか、または奇声を上げるとか、大人になってから本当に困るような障害がある。それは、やはり小さいときからストレスがたまっていくのではないかと思う。大きな騒音のところでは、耳が痛いというようなことを言う。ぴょんぴょん跳んだり、耳をたたいたり、頭をたたいたりするような症状が出てくると思う。これは子供のときからある。イヤーマフをすとか、様々な工夫をすることがあるのだが、やはりそういったことを助長させないような環境整備ができると思う。構造化というのは難しいが、そういった教室内での環境下とか、こういうときにはこっこの教室に移るとか、そういった感じで、しっかりこの人の症状を見て、状態を見て、意

を酌み取る。この人たちはつぶさに言わない。自分はこういうことが嫌でこういうことが問題であるとは言わないから、しっかりとやはり工夫していただく、様子を見ていただくということがまずは必要だなと思っている。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかによろしいだろうか。

ないようだったら、議案第1号については承認とさせていただいてよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第1号は承認とさせていただく。

(2) 議案第2号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

教育長

それでは、次の議案第2号について説明をお願いします。

先ほども申し上げたが、本件についても、地教行法第29条に基づく、区の条例に対する教育委員会に係る事項についての意見照会がされている案件である。

では、お願いします。

副参事

資料に基づき説明

教育長

では、制度そのものについては、また今後の教育委員会で報告があるということだが、本件について、この2,000円という金額設定で今回条例化することについて、ご意見等があったらお願いしたいと思う。

よろしいか。

それでは、議案第2号についても終了とさせていただく。

(3) 議案第3号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

教育長

それでは、次、議案第3号をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの件について、ご質問等があったらお願いします。

よろしいだろうか。

それでは、議案第3号について、承認とさせていただきます。

- (4) 議案第4号 「練馬区立学校教育支援センター条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

教育長

次に、議案第4号、説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

では、ただいまの件についてご質問等があったらお願いします。

仲山委員

よろしいか。

教育長

仲山委員。

仲山委員

4ページの2階平面図について。たしか1回ここで話題になったことだが、このトイレは男女兼用というか、共用の形で使用するということか。

学校教育支援センター所長

トイレの設置については、設計の段階で様々、お子さんの利用に当たって配慮事項について検討した。検討の段階では、こちらの施設の構造的な制約により、どうしてもこの同じ1室というような形以外には整備ができないということで、様々検討したのだが、こうした形の施設となっている。ただ、やはり今ご指摘のとおり、1室の中で男の子、女の子が使うような形になってしまうので、その点については今後の運用の中で工夫をしていくことを考えている。ソフト面とハード面で工夫ができるかなと考えていて、具体的にはつい立てを立てたりとか、利用の際には現場にいる職員に今

誰かが使っているよという声かけをしてもらったりとか、そうした運用の工夫の形を取って様々配慮していきたい、そのように考えている。

仲山委員

分かった。よろしく願います。

教育長

ほかはないだろうか。

では私から、条例の施行は4月1日だが、施設のオープンはいつ頃だろうか。

学校教育支援センター所長

3月の末から引っ越し作業を行って、施設のオープンに向けて準備を行う。4月1日に条例施行して、お子さんを実際に受け入れるのは、トライ、フリーマインドの事業開始のときである。事業開始に当たっては、いわゆる学校の始業式的なセレモニーを行う。それを始まりの会というふうに呼んでいるのだが、現在4月上旬に始まりの会を予定している。そこが施設としては実質的なオープンという形になるかと思う。以上である。

教育長

ありがとう。ほかはないだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、よろしければ、議案第4号についても承認とさせていただきます。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情2件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところ、継続といたしたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の配置について〔継続審議〕
- (2) 令和5年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

では次に、協議案件である。

継続審議中の協議案件2件についても、本日のところ継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

- ① 令和6年度学校用務業務委託候補事業者の選定結果について
- ② 令和6年度学校給食調理業務委託候補事業者の選定結果について

教育長

次に、教育長報告である。本日は3件ご報告を申し上げる。

報告の①番については、報告の②番と関連する案件であるので、一括して説明をして、質疑についても一括してお受けしたいと思う。

それでは、説明をお願いします。

教育総務課長 他

資料に基づき説明

教育長

それでは、報告の①番と②番、一括して説明いただいた。ご質問等があったらお願いします。

仲山委員

よろしいか。

教育長

仲山委員。

仲山委員

調理業務のことについて教えていただきたいのだが、いろいろな事業者が入っているわけだけれども、食材の調達というのは、それぞれの事業者ごとのルートで調達しているのだろうか。

保健給食課長

食材の調達については、それぞれの学校が保護者の方から給食費を頂戴して購入しているので、献立を含めて学校が行っているものである。業者のほうで食材の調達ということはない。

仲山委員

分かった。それで練馬区の学校、個々に調達ルートは異なるのか。

保健給食課長

それぞれの学校で、所在地だとか、栄養士の考え等も含めて、それぞれ業者選定委員会を結成して、様々な食材の納入業者については毎年選定をしているというところである。

以上である。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

教育長

他県で、昨年給食の調理をやっている事業者が破産してしまって、子供たちの学食とか給食が出なくなったというお話があった。本件については、食材料は全部学校の責任で、栄養士が献立を作りやっているので、いわゆる食材料の調達業務委託はやっていない。学食もないので、いわゆるコンスタントな金額の中で給食を提供していただく、調理業務をお願いしているということで、その余波というのはなかったわけである。他県ではいろいろそういうことがあって、ご心配のところがあるかと思うけれども、練馬区においては大丈夫である。

ほかはないだろうか。

それでは、①番、②番については終了とする。

③ 令和5年度練馬区成人の日のつどいの開催結果について

教育長

それでは、報告の③番をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの件について、ご質問等があったら願います。
では、来年の開催場所は。

青少年課長

来年度の開催場所については、改修工事を終える練馬文化センターを予定している。
以上である。

教育長

ありがとう。
ほかはないだろうか。
それでは、報告の③番を終了とする。

④ その他

教育長

それでは、当方でご用意した案件は以上である。事務局から何かあるか。

事務局

現在のところ、ほかはない。
以上である。

教育長

委員の皆様方から何かあるか。
それでは、ないようであるので、第2回教育委員会定例会を終了する。